

大田市告示第122号

大田市人工透析療法を受ける者に係る通院交通費等助成事業実施要綱（平成18年大田市告示第39号の19）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

大田市長 楫野弘和

第2条中「腎臓機能障害者」を「腎臓機能障がい者」に改める。

第11条の見出し中「障害者等福祉タクシー」を「障がい者等福祉タクシー」に、同条中「大田市障害者等福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱」を「大田市障がい者等福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱」に改める。

附則第3項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

様式第2号中「㊦」を削り、「障害名」を「障がい名」に改める。

様式第3号中「障害名」を「障がい名」に改める。

様式第7号中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、令和3年3月31日から施行する。